

最高裁秘書第865号

令和2年3月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



慎

### 司法行政文書開示通知書

令和元年2月28日付け（令和2年3月2日受付、第014746号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「原爆症認定申請却下処分取消請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

##### 2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 原爆症認定申請却下処分取消請求事件について

### 事案の概要

今回、次の3つの事件で弁論が行われます。

#### 平成30年(行)第191号

被上告人は、下記被爆者援護法に規定する被爆者（以下同じ。）である。被上告人は、原子爆弾の放射線に起因する白内障（放射線白内障）に罹患し、カリーキュニ点眼液の処方を伴う経過観察を受けていた。そこで、同法10条1項にいう「現に医療を要する状態にある」（要医療性の要件を満たす）として、同法11条1項に基づく認定（原爆症認定）の申請をしたが、これを却下されたため、その取消し等を求めている。

#### 平成30年(行)第215号

被上告人は、被爆者である。被上告人は、原子爆弾の放射線に起因する慢性甲状腺炎に罹患し、投薬治療等を伴わないものの経過観察を受けていた。そこで、要医療性の要件を満たすとして、原爆症認定の申請をしたが、これを却下されたため、その取消し等を求めている。

#### 令和元年(行)第219号

上告人は、被爆者である。上告人は、放射線白内障に罹患し、カリーキュニ点眼液の処方を伴う経過観察を受けていた。そこで、要医療性の要件を満たすとして、原爆症認定の申請をしたが、これを却下されたため、その取消し等を求めている。

#### 〔参考〕原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律10条

厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 前項に規定する医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察 二 薬剤又は治療材料の支給 三 医学的処置(中略)その他の治療並びに施術（以下略）

### 争点（全事件共通）

上記各被爆者が受けていた診療状況が要医療性の要件を満たすといえるか否か、である。

### 各原審の判断

平成30年(行)第191号 原審は、被上告人が受けていた経過観察は、白内障の悪化が予想され、その悪化の状況に応じて手術を行うために実施されていたとみることができるから、治療を目的とする必要不可欠な行為であるとして、要医療性の要件を満たすとした。

平成30年(行)第215号 原審は、経過観察が行われていれば要医療性の要件を満たすといえる上、被上告人の慢性甲状腺炎は様々な合併症等を生ずるおそれがあり、その発生兆候の有無を見極める必要があるから、その経過観察は要医療性の要件を満たすとした。

令和元年(行)第219号 原審は、上告人の白内障は手術適応時期にあったとは認められず、また、カリーキュニ点眼液を処方されていたとしても放射線白内障に対する治療が行われていたとはいはず、さらに、上告人の放射線白内障につき、再発や悪化の可能性が高い等の特段の事情があったともいえないとして、要医療性の要件を満たさないとした。

## 損害賠償請求事件について

### 事案の概要

A名義の不動産について、A→B（第1売買）、B→原告（第2売買）、原告→C（第3売買）の売買契約が順次締結され、その所有権移転登記のため、中間省略登記の方法により、A→B（前件登記）、B→C（後件登記）の申請がされることになり、司法書士である被告は、後件登記の申請を受任した。その後代金決済が行われ、被告は、後件登記の申請を前件登記と同時に使う方法で申請した。しかし、後日、上記売買においてAと称していた者はA本人ではなかったこと等が判明したため、後件登記の申請は取り下げられ、前件登記の申請は却下された。

本件は、このような事情の下で、原告が、被告にはAと称する者がA本人であること等について調査等をしなかった司法書士としての注意義務違反がある旨主張して、被告に対し、不法行為に基づき、3億4800万円の損害賠償を求める事案である。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、司法書士である被告は、重大な利害を有する原告に対し、前件登記の申請の却下事由等その他申請のとおりの登記が実現しない相応の可能性を疑わせる事由が明らかになった場合には、これを更に調査して調査結果を踏まえた警告等をすべき不法行為法上の注意義務を負っているとした上、本件では申請前の時点でAと称する者の本人性を疑うべき事由が存在していたから、被告には上記注意義務違反があるとして、被告に対し3億2400万円の損害賠償金及び遅延損害金の支払を命じた。
- ◇ 本件の争点は、司法書士である被告が原告に対して負うべき注意義務の存否、範囲等である。